

山形県建設工事関連業務円滑化推進会議設置要綱

(目的)

第1条 業務委託に係る受発注者間双務性の向上を図り、諸課題を解決する方策を推進するため、山形県建設工事関連業務円滑化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 受発注者の双務性向上に関し必要な方策の決定に関すること
- (2) 前項で決定した方策の推進及び効果の検証に関すること
- (3) 検証の結果に基づく方策の見直しに関すること

(組織)

第3条 推進会議は幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は、山形県県土整備部整備推進監をもって充てる。
- 3 副幹事長は、山形県測量設計業協会専務理事をもって充てる。
- 4 幹事は、別表1の職にある者又は所属長から指名された者をもって充てる。
- 5 幹事長は、推進会議の会務を総括する。
- 6 幹事長は、検討会議を招集し、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。
- 7 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(作業部会)

第4条 推進会議に、作業の円滑化に関する方策や具体的な取り組みの検討及び立案、アンケートを含む調査及び研究を行うため、実務担当者で構成する山形県建設工事関連業務円滑化推進会議作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長及び副部会長は、別表2の所属から幹事長が指名する。
- 4 部会長及び副部会長は、調整会議を招集し、必要に応じ別表2の所属の中から部会員を指名し出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、山形県県土整備部建設企画課及び山形県建コン4団体事務局に置く。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、幹事長がこれを定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年 2月20日から施行する。

別表 1

役 職	所 属 ・ 職 名
幹事長	山形県県土整備部整備推進監
副幹事長	一般社団法人山形県測量設計業協会専務理事
幹 事	一般社団法人山形県測量設計業協会 技術委員長
	〃 総務委員長
	山形県建設コンサルタント協会 技術委員長
	〃 総務委員長
	山形県地質土壌調査業協会 技術委員長
	〃 総務委員長
	一般社団法人日本補償コンサルタント協会 東北支部山形県部会 技術委員長
	〃 総務委員長
	山形県県土整備部県土利用政策課 課長補佐
	〃 都市計画課 課長補佐（整備担当）
	〃 下水道課 課長補佐（技術担当）
	〃 道路整備課 副主幹（企画整備担当）
	〃 道路保全課 課長補佐（技術担当）
	〃 河川課 副主幹（河川管理担当）
	〃 砂防・災害対策課 課長補佐（事業担当）
	村山総合支庁建設部建設総務課 副主幹（兼）課長補佐（技術総括担当）
	最上総合支庁建設部建設総務課 副主幹（兼）課長補佐（技術総括担当）
	置賜総合支庁建設部建設総務課 副主幹（兼）課長補佐（技術総括担当）
	庄内総合支庁建設部建設総務課 副主幹（兼）課長補佐（技術総括担当）

別表 2

役 職	所 属 ・ 職 名
部会員 (右記に掲げる所属の中から指名)	一般社団法人山形県測量設計業協会
	山形県建設コンサルタント協会
	山形県地質土壌調査業協会
	一般社団法人日本補償コンサルタント協会 東北支部山形県部会
	山形県県土整備部県土利用政策課
	" 建設企画課
	" 都市計画課
	" 下水道課
	" 道路整備課
	" 道路保全課
	" 河川課
	" 砂防・災害対策課
	村山総合支庁建設部
	最上総合支庁建設部
	置賜総合支庁建設部
	庄内総合支庁建設部